

第6章 環境の保全についての配慮事項

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6-1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との 関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成 6 年 12 月）	○
	埼玉県環境基本計画（平成 24 年 7 月）	○
	埼玉県土地利用基本計画（平成 10 年 3 月）（平成 24 年 8 月一部変更）	○
	埼玉県国土利用計画（第四次）（平成 22 年 12 月）	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 （埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 21 年 2 月）	○
	第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 23 年 3 月）	○
	埼玉県 5 か年計画（平成 24 年 6 月）	○
	埼玉県広域緑地計画（平成 18 年 3 月）	○
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）	○
	埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年 3 月）	○
	まちづくり埼玉プラン（都市計画の基本指針）（平成 20 年 3 月）	○
吉川市	第 5 次吉川市総合振興計画（平成 24 年 3 月）	○
	吉川市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月改訂）	○
	吉川市緑の基本計画（平成 13 年 4 月）	○
	第 2 次一般廃棄物処理基本計画（平成 16 年 3 月）	○

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)</p>	<p>事業者の責務として、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>①工事中 ・排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。</p> <p>②供用時 ・立地企業に対しては各種法律や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する。</p>
<p>埼玉県環境基本計画 (平成 24 年 7 月)</p>	<p>平成 24 年度を初年度とし、21 世紀半ばを展望した長期的な目標として、次の 4 つの目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり ・再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり ・環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮する。 ・計画地外周辺水路、農耕地に影響のないような計画とする。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・身近に自然とふれあえる場所の創出を図る。 ・立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成 10 年 3 月) (平成 24 年 8 月一部変更)</p>	<p>計画地は「県南東部地域」にあたり、地域別土地利用の基本方向のなかで、地場産業の振興を図るとともに、先端技術産業、学術研究機関を誘導し、それらの施設をはじめ、物流施設、廃棄物処理・処分施設等の立地については、周辺の土地利用との調和に十分配慮することとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。
<p>埼玉県国土利用計画（第四次） (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関連して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・生物の生息・生育空間を確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 21 年 2 月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <p>2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 25%削減する。</p> <p>【温暖化対策の 7 つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO2 吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス（CO2）の吸収源対策として、計画地内の外縁部や公園に緑地を整備する。 ・立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 23 年 3 月)</p>	<p>循環型社会の形成に向け、埼玉県が目指す「生活」、「地域社会」、「産業」の将来像とその目標値が示されている。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみに対する意識や行動が変わり、「ごみを出さないライフスタイル」の定着 ・地域の県民・事業者・行政等のパートナーシップによる 3 R への取組が進み、「ごみを出さない地域社会」の構築 ・製品のライフサイクル(設計・製造・流通・使用・廃棄)を通じた 3 R の仕組みが構築され、「ごみを出さない事業活動」の定着 <p>【目標値】</p> <p>■一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を 642g/人・日に削減。 ・平成 27 年度の事業系ごみ排出量を 478 千トンに削減。 ・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの最終処分量を 55g/人・日に削減。 <p>■産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の最終処分量を 169 千トンに削減。 ・平成 27 年度の最終処分率を平成 20 年度の 1.6%から 1.3%に 0.3 ポイント削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。 ・立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。
<p>埼玉県 5 か年計画 (平成 24 年 6 月)</p>	<p>平成 24 年度からの 5 か年を計画期間とし、埼玉県の目指す将来像と、取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画である。</p> <p>【埼玉県の目指す将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心を実感する埼玉 ・チャンスあふれる埼玉 ・生活を楽しむ埼玉 <p>分野別施策のうち、「環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりと川を再生し自然と共存する ・エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・環境負荷の少ない循環型社会を創造する <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用) ・みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ・川の再生 ・生物多様性保全の推進 ・環境に配慮した産業社会の構築 ・低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・再生可能エネルギー活用の推進 ・公害のない安全な地域環境の保全 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・立地企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように、適切に配慮する。
<p>埼玉県広域緑地計画 (平成 18 年 3 月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核」をいかす ・「緑の拠点」をつくる ・「緑の形成軸」でつなぐ <p>【地形別の配慮事項(低地)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。 ・本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。

表 6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)</p>	<p>計画地は「田園区域」及び「山地・丘陵」に属している。この計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり <p>その他に、大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準が定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり十分に留意する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準(田園区域に設けられた大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準など)に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。 ・基調となる色彩の制限基準を遵守する。
<p>埼玉県景観アクションプラン (平成 18 年 3 月)</p>	<p>県内の計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり十分に留意する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準(田園区域に設けられた大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準など)に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。
<p>まちづくり埼玉プラン (平成 20 年 3 月)</p>	<p>計画地は、県南ゾーンに指定されており、以下の事項が示されている。</p> <p>【ゾーン別の土地利用の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性ある発展 ・コンパクトなまちの実現 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積に伴うリスクを低減するため、防災性の向上に努める。 ・良好な住環境を確保するため、建物高さ等ルールのあるまちづくりに努める。 ・身近な緑の保全・創出・活用に努める。

表 6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 5 次吉川市総合振興計画 基本構想・前期基本計画（平成 24～28 年度） （平成 24 年 3 月）</p>	<p>【まちづくりの基本理念】</p> <p>①市民の幸福度の向上 市民の幸福度が満たされるまちづくりを進める。</p> <p>②吉川市の価値を高める 今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進める。</p> <p>③共にまちを想い、共にまちを創る（共想・共創） 価値観が多様化する中、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に思い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に自然とふれあえる場所の創出を図る。 ・水辺空間と調和した緑のレクリエーション軸の形成を図る ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・緩衝緑地、防災対策を兼ねた緑地や公園などを適切に配置・整備し、周辺地域と調和した緑地を整備する。
<p>吉川市都市計画マスタープラン （平成 24 年 3 月改訂）</p>	<p>総合振興計画の将来像、市民意向、現況の特性を踏まえ、概ね 20 年後の都市計画マスタープランの目標を設定している。</p> <p>【まちづくりの方向】</p> <p>人と自然をはぐくみ、ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用：人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり ・都市施設：豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり ・都市環境：人にやさしい快適な都市環境の形成 ・都市防災：災害に強いまちづくり ・都市景観：水と緑に出会える都市空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地企業に対しては、敷地内の緑化や建築物の色彩等に関して、周辺の美しい田園景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・計画地内の緑化等に際しては、周辺の田園環境に生息・生育する生物の生息・生育空間の連続性に十分配慮する。 ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。
<p>吉川市緑の基本計画 （平成 13 年 4 月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①水と緑の軸 ②緑の拠点 ③緑豊かなまち並み ④吉川らしい田園風景 ⑤良好な水辺環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地企業に対しては、敷地内の緑化や建築物の色彩等に関して、周辺の美しい田園景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・計画地内の緑化等に際しては、周辺の田園環境に生息・生育する生物の生息・生育空間の連続性に十分配慮する。 ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。
<p>第 2 次一般廃棄物処理基本計画 （平成 16 年 3 月）</p>	<p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいまちづくり ～循環型社会を目指して～ <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 人 1 日あたりのごみ排出量 平成 14 年度より 5%削減 ・ごみの資源化率 ごみ発生量の 25%を資源化 ・最終処分量（埋め立て量） 平成 14 年度より 30%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。 ・立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。

6-2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

1. 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、本事業との関連は表 6-3 に示すとおりである。計画地内には、河川区域、地下水採取規制地域、市街化調整区域、農用地区域、一般課題対応区域が存在する。

表 6-3(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園法	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	—		×	千葉県立自然公園条例	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保護法
		自然環境保全地域	×	×	
			—	×	千葉県自然環境保全条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条例	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地区	×	×	都市緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	○	
	緑地環境保全地域	—	×	千葉県自然環境保全条例	
	郷土および自然	郷土環境保全地域	—		×
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
登記簿に挙げられている湿地の区域		×	×		
希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊により災害の防止に関する法律	
	地すべり防止地区	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	○	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
○		○	埼玉県生活環境保全条例		
土地利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

表 6-3(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査対象地域	
文化財保護法	史跡・名称・天然記念物（国、県、市指定）	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	吉川市文化財保護条例
		—	○	三郷市文化財保護条例
		—	×	越谷市文化財保護条例
		—	×	八潮市文化財保護条例
		—	×	草加市文化財保護条例
		—	×	千葉県文化財保護条例
		—	×	流山市文化財の保護に関する条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	一般課題対応区域	○	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
	特定課題対応区域	×	×	
	住民主体の景観形成推進区域	×	×	
	景観計画区域	—	○	三郷市景観計画・景観条例
	重点地区	—	○	八潮市景観計画・八潮市みんなで景観まちづくり条例
	景観計画特定区域	—	×	
	景観まちづくり促進区域	—	○	
	重点地区	—	×	草加市景観計画・景観条例
	水深地区	—	○	
	景観計画区域	—	○	流山市景観計画・景観条例
	景観計画重点区域	—	○	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

2. その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）には、表 6-4 に示すように、法令による指定地以外で配慮されるべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	△ 周辺に、項目によって環境基準を上回る地域がある
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△ 周辺に保全対象となる施設及び住居地域が分布する
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	× 閉鎖性水域は分布しない
	水道水源水域及び湧水地につながる地下水	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	○ 計画地内に水田、農業用水路が分布する
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	× 計画地及びその周辺地域は主に水田として利用されており、平坦地形となっている。
	重要な地形、地質及び自然現象	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生息環境	△ 周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める	○ 計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史、文化のなかで育まれてきた自然景観	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	× 計画地及びその周辺地域には分布しない
	水辺や身近な緑地等地域住民が日常的に自然とふれあう場	△ 周辺地域には公園等が分布する
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	△ 周辺地域には、県、市指定の文化財が分布する

○：計画地において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：計画地及び周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：計画地において、配慮されるべき地域等が存在しないが、計画地周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在している。

6-3 対象事業の立地回避が困難な理由

1. 計画地において対象事業を実施することが必要な理由

本計画地は、「第5次吉川市総合振興計画」（平成24年3月策定）および「吉川市都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）」において、吉川美南駅を中心とする複合新拠点として、駅の設置による立地条件を最大限に活かし、多種多様な都市機能を備えた拠点形成を図るよう位置付けられている。

2. 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本計画地は吉川美南駅東口駅前に位置しており、前項で示したとおり上位計画における「複合新拠点」の形成に必要不可欠であることから、本事業の実施区域の変更は困難である。

6-4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表6-3及び表6-4に示した地域に対する立地回避以外の回避または、低減措置は表6-5に示すとおりである。

表6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
地下水採取規制地域	地下水の採取は行わない。	特になし。	特になし。
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校その他の環境の保全に配慮が必要な施設の存する地域及び良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避または低減に努める。 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避または低減に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	水辺や身近な緑などの地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避または低減に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 二酸化炭素の発生源対策として、効率的な機器の導入、事務所の断熱・省エネルギー建築の促進に努める。	特になし。

